

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 1 月 10 日（金）第 581 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 地域森林計画の決定（森林経営課取扱い） 1
- 保安林の指定（森づくり推進課取扱い） 1
- 漁業法に基づく鹿児島県資源管理方針の変更（水産振興課取扱い） 2
- まあじに関する知事管理漁獲可能量の設定（水産振興課取扱い） 2
- まいわし対馬暖流系群に関する知事管理漁獲可能量の設定（水産振興課取扱い） 2
- かたくちいわし対馬暖流系群に関する知事管理漁獲可能量の設定（水産振興課取扱い） 2
- うるめいわし対馬暖流系群に関する知事管理漁獲可能量の設定（水産振興課取扱い） 3
- まだい日本海西部・東シナ海系群に関する知事管理漁獲可能量の設定（水産振興課取扱い） 3

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 3
- 競争入札の参加者の資格に関する公告（管財課取扱い） 3
- 落札者等の公告（工業技術センター取扱い） 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 鹿児島県選挙管理委員会委員の就任（選挙管理委員会取扱い） 5
- 鹿児島県選挙管理委員会委員長の就任（選挙管理委員会取扱い） 5

告 示

鹿児島県告示第 3 号

森林法（昭和26年法律第249号）第 5 条第 1 項の規定により北薩地域森林計画をたてたので、当該地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 森林計画区の名称
北薩森林計画区（阿久根市，出水市，薩摩川内市，伊佐市，薩摩郡及び出水郡一円）
- 2 縦覧の場所
鹿児島県環境林務部森林経営課，北薩地域振興局農林水産部林務水産課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第 4 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 1 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
大島郡龍郷町大勝字下山田1354番 1，1355番 2，1355番 4・1360番 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 5 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定により、鹿児島県資源管理方針を別冊のとおり変更した。

令和 7 年 1 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 6 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、まあじに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和 7 年 1 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 管理の対象となる期間

令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

2,900 トン

3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まあじ漁業	1,900 トン
鹿児島県その他のまあじ漁業	現行水準

鹿児島県告示第 7 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、まいわし対馬暖流系群に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和 7 年 1 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 管理の対象となる期間

令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

3,600 トン

3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まいわし漁業	2,800 トン
鹿児島県その他のまいわし漁業	現行水準

鹿児島県告示第 8 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、かたくちいわし対馬暖流系群に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和 7 年 1 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
50,000 トンの内数
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県かたぐちいわし漁業	50,000 トンの内数

鹿児島県告示第 9 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、うるめいわし対馬暖流系群に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和 7 年 1 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
46,000 トンの内数
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県うるめいわし漁業	46,000 トンの内数

鹿児島県告示第 10 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、まだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和 7 年 1 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
5,900 トンの内数
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まだい漁業	5,900 トンの内数

公 告**開発行為に関する工事の完了公告**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 2 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 7 年 1 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大島郡喜界町大字塩道字屈那 6 番 1，7 番及び 8 番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
大島郡喜界町大字湾 1746 番地
喜界町長 隈崎悦男

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 7 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 調達をする特定役務の種類
清掃業務（鹿児島県行政庁舎清掃業務）
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
 - (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 2 年鹿児島県告示第 302 号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格（資格審査要綱第 8 条第 1 項の規定による A 級の格付けに限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
競争入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3798
ファックス番号 099-286-5641
 - (3) 申請書類の受付期間
令和 7 年 1 月 17 日から同月 27 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
資格審査要綱第 5 条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
 - (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
 - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を有すると決定された日（以下「効力発生日」という。）から同日後最初に到来する資格審査要綱第 6 条に規定する基準年度に行う定期の資格審査による効力発生日の前日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。
.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 1 月 10 日

鹿児島県工業技術センター所長 尾前宏

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
GC/MS 質量分析装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県工業技術センター庶務部
霧島市隼人町小田1445番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 6 年 8 月 28 日
- 4 落札者の氏名及び住所
西川計測株式会社西九州支店熊本営業所
熊本市中央区辛島町 5 番 1 号
- 5 落札金額
43,780,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 6 年 7 月 16 日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号

令和 6 年 12 月 22 日に次の者が鹿児島県選挙管理委員会委員に就任した。

令和 7 年 1 月 10 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

住 所	氏 名
鹿児島市伊敷台一丁目 34 番 1 号	松下 良成
鹿児島市星ヶ峯五丁目 42-5	堂園 嘉和
姶良市加治木町反土 2375 番地 2	吉村 里美
鹿児島市桜ヶ丘五丁目 8-8	片野田 尚剛

鹿児島県選挙管理委員会告示第 2 号

令和 6 年 12 月 23 日開催の委員会において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 187 条第 1 項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

令和 7 年 1 月 10 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

住所 鹿児島市伊敷台一丁目 34 番 1 号

氏名 松下良成